

# 企画競争説明書

業務名称：中米・カリブ地域With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00834

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月16日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年12月16日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：中米・カリブ地域 With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。
---

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

中南米部 中米・カリブ課

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

## 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件では、特定の排除者ありません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

## 6 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限：2020年12月25日（金）12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年1月7日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月22日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) 現地再委託経費  
パイロット事業の実施あるいは支援
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - a) 一般業務費（資料翻訳費：西文→和文）：1,200千円
  - b) 報告書作成費（和文→英文及び西文）：930千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨：指定せず
  - b) US\$ 1 = 104.156円
  - c) EUR 1 = 124.578円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／強靱な社会システム
- b) 社会・経済政策
- c) DX・イノベーション

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 19 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \times 100 \right) (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2021年2月12日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。



本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：中南米地域での複数国に渡る地域計画策定調査及び各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／強靱な社会システム
- 社会・経済政策
- DX・イノベーション

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／強靱な社会システム）】

- a) 類似業務経験の分野：地域社会経済開発、レジリエンス強化支援に係る各種調査（地域総合開発及び地域社会経済開発計画策定に関する業務。なお、災害やパンデミック等からの復旧・復興支援を含むレジリエントな地域社会経済開発計画策定の経験があればより望ましい。）
- b) 対象国又は同類似地域：中南米・カリブ地域
- c) 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。

【業務従事者：担当分野 社会・経済政策】

- a) 類似業務経験の分野：社会・経済政策に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：中南米・カリブ地域
- c) 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。

【業務従事者：担当分野 DX・イノベーション】

- a) 類似業務経験の分野：DX・イノベーションに係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず。

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(40)</b>	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／強靱な社会システム</u>	<b>(26)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	7	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	10	4
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	4
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	<b>(4)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	<b>4</b>
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>社会・経済政策</u>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	4	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	7	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>DX・イノベーション</u>	<b>(8)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

## 第3 特記仕様書

### 1. 調査の背景・経緯

新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）の世界的な感染拡大により、全世界の感染者数は6,587万人、死者数は152万人に及んでいる（2020/12/07, WHO）。中米・カリブ諸国においても、感染者数は196万人、死者数は12万人に及んでおり（2020/12/07, WHO）、感染者数世界10位以内に入るメキシコや、人口当たりの感染者ではメキシコを上回り中南米最多となっているパナマ等、爆発的に感染が拡大している国が複数あり各国の医療・保健システムのみならず、経済活動にも深刻な影響を与えている。また、水際対策を徹底していた東カリブ諸国についても、複数の国において10月以降感染が拡大している状況である。

JICAは、COVID-19感染拡大後の緊急期より中米各国、ドミニカ共和国、ハイチへ医療資機材の供与を実施し、医療実施体制の強化に寄与しているが、中南米・カリブ地域の国内総生産は、2020年にマイナス7.9%と見込まれ、外出自粛や移動制限は非正規雇用の労働者の失業、各国公的債務の悪化等につながっている。また、外出自粛等の制限が緩和された後も、健康や安全と両立した経済活動が必須であり、With/Post COVID-19禍下において、社会・経済におけるレジリエンス（強靭さ）の重要性が強く認識されているところである。

係る状況の中、最も脆弱な層が影響を受けやすい保健医療、教育分野、災害復興の観点からは防災、経済的な悪影響の大きい民間セクター（含む観光）、農業・農村開発、及び環境、エネルギー等の分野で、With/Post COVID-19社会における協力ニーズを調査し、今後のJICA事業の効果的な立案、特にパンデミックや災害が発生した際に、ビルド・バック・ベター（より良い復興）に資する協力について考察し、その結果を踏まえた中米・カリブ地域の協力の在り方を検討すべく、本調査を実施することとする。

### 2. 調査の目的

本調査は、中米・カリブ地域においてCOVID-19禍が与えた社会システムへのインパクト及び協力ニーズについて情報収集・分析を行うとともにパイロット事業を実施し、実施中案件への具体的な留意事項について整理・提案を行うとともに、今後のJICAの対中米・カリブ地域各国への協力方針に資する分析・提言を行う。

### 3. 対象地域

JICA事業の対象国である中米・カリブ23ヶ国を調査対象とする（渡航国は調査を通じて決定）。

#### 【対象国】

メキシコ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、エルサルバドル、ベリーズ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ハイチ、セントルシア、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ドミニカ、ガイアナ、グ

レナダ、スリナム、セントクリストファーネイビス、セントビンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ

#### 4. 調査実施方針及び留意事項

##### (1) 他の開発パートナーによる先行調査・取組み

中米・カリブ地域における COVID-19 の影響については、国際機関を含む他の開発パートナーによる調査及び支援・取組みが先行しているところ、これら開発パートナーの取組みの最新状況を踏まえつつ、調査を実施する。

##### (2) JICA の既存案件における COVID-19 関連の取組み

JICA が中米・カリブ地域において実施する、本調査と関連する調査や取組みの内容を十分に把握・分析した上で、国内調査・現地調査計画を策定する。既に取組みが決定されている若しくは検討されている JICA の調査については以下の通り。JICA 本部・在外拠点とも連携の上、最新情報を入手の上、調査に重複が生じないように留意する。

- ・全世界医療 ICT による新型コロナウイルス対策支援に係る情報収集・確認調査
- ・中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査
- ・中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査

##### (3) 各国マクロ経済の分析、及び中米・カリブ各国政府による対 COVID-19 の政策の調査

COVID-19 による各セクターへの影響の多くは、各国政府が COVID-19 の感染拡大を受けて講じた措置によるものと考えられる。本調査では、まず調査対象国のマクロ経済を分析し、政府が講じた各種政策（保健医療・公衆衛生、人・モノの移動制限（ロックダウン等）、財政支援、貿易政策等）を整理した上で、政策も踏まえた COVID-19 による正負のインパクトの大きいセクターや、政策が与えた影響について分析を行う。

##### (4) COVID-19 が与えたインパクトに係る定期的な情報収集

本調査では、COVID-19 が中米・カリブ地域へ与えたインパクトについて定期的に（数か月に 1 回）情報収集を行うことで、COVID-19 のインパクトを継続的に把握すると共に、COVID-19 及びその関連政策が与えた影響を継続的に分析し、考察を行う。そのため、調査対象地域の選定に際しては、既往 2 国間協力案件実施中のエリア、あるいは後述するパイロットプロジェクトの対象エリアを基本とし、定点観測を行うことを前提に情報収集に必要な実施体制の有無等についても考慮する。

##### (5) 調査対象国の重点セクターの選定

本調査では、JICA の既存の協力の有無に捉われず、各国における社会・経済政策、保健医療・栄養、教育、農業・農村開発、民間セクター、環境・防災、ガバナ

ンス・治安、DX・イノベーション、インフラ・エネルギー、観光等のセクターについて机上調査を行い、調査の過程で重点セクターを決定するなお、DX・イノベーションについては、セクター横断的なテーマであり、プロポーザルにて評価対象団員とする。

#### (6) パイロット事業の選定及び実施

パイロット事業を最大8件実施することを想定している。パイロット事業に係る留意点は以下のとおり。

- ・パイロット事業の対象国を選定する際は、既存プロジェクトとの親和性や相乗効果、日本及び現地のリソースの活用可能性、パイロット事業後の実施体制等も考慮した上で、プロジェクト案を作成すること。
- ・パイロット事業として想定する事業の例については、配布資料「パイロットプロジェクト案」を参考とし、最大2件の具体的なパイロットプロジェクトの案をプロポーザルにて提案する。2件の場合は、中米地域及びカリブ地域で各1件ずつとし、候補国としては在外拠点が存在する、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル共和国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントルシア、コスタリカ、ジャマイカとする。対象セクターの制限はないが、DX技術を用いたCOVID-19のリカバリーに資する活動、乃至レジリエンス強化に資する活動で、当該国のみならず他国での展開も想定し得るものとする。
- ・パイロット事業の迅速性を担保するため、関係者間で合意がとれた事業については、前倒しで着手するなど、弾力的に工程を見直すこと。
- ・パイロット活動の実施においては定期的にモニタリング及びレビューのタイミングを設け、継続・方向性修正等の判断を行うこと。
- ・最終的なパイロット事業は調査の中でコンサルタントからの提案を踏まえつつ、有識者会合、JICA 在外拠点とも協議等を踏まえ、決定する。提案するパイロット事業の選定基準・条件、活動イメージ等について、プロポーザルの中に提案すること。
- ・パイロット事業の人月はプロポーザル時点では算出しがたいことから、各案件について、国内作業を1人月、現地調査を3人月（合計4人月）と想定し、積算することとする。また、現地で発生する経費については、1件当たり一律10,000千円を計上すること。
- ・パイロット事業の実施に際しては、コンサルタントが主体的にパイロット事業の実施監理を行い、在外拠点は事業の随時モニタリング及び公的機関との調整等の便宜供与を行う。
- ・パイロット事業の実施にあたっては、民間企業との共同実施を可とする。

#### (7) 学術的分析に向けたデータの収集

本調査結果は、JICAの今後の対中米・カリブ地域支援方針の検討のみならず、広く他ドナー、一般へ共有することを想定している。そのため、学術的な手法を用いて分析を行い、ジャーナルへの掲載を目指す等、学術的な場への発表することも視



野に入れた活動を行う。そのため、調査に当たっては学術的な分析を行うことを前提に、必要十分な数のサンプルデータを収集し、データセットを作成・整理すること。プロポーザルにおいては、検討される分析手法について提案すること。

#### (8) 有識者会合の実施

本調査においては、中米・カリブ地域における各セクターの課題や開発協力に係る有識者、学術的な分析手法に関する有識者、及び民間企業の有識者の参画を想定している。中米・カリブ地域における COVID-19 の状況及び各セクターへの影響や、調査の分析手法、及び企業の展開可能性に関する幅広い意見を反映するため、これらの有識者の参画による会合を実施し、プロジェクトで得られた情報の分析や政策提言に向けた協議を行うこと。現時点では、JICA にて当該地域の知見を豊富に有する開発経済、水産/農村開発分野、教育分野の有識者を確保する予定、その他有識者について、プロポーザルにて提案すること。有識者会合は JICA が主催し、コンサルタントは会合での調査報告等、JICA の求めに応じて発表報告及び必要な調整業務（会合開催の連絡調整、謝金交通費支払い等）を行う。

#### (9) 現地調査方法・現地再委託、現地傭人

COVID-19 の影響で、本調査期間中に現地調査及びパイロット事業対象国に入国が不可となる可能性に鑑み、調査方法を工夫し、最適な調査工程を提案すること。特にパイロット事業については現地で進めるため、現地リソースの有効活用を優先的に検討し、現地再委託にて実施する方法も提案すること。また、現地再委託に限らず、移動制限下における本調査実施上の工夫や提案者のネットワークを活用した調査方法があれば、これらについても積極的に提案すること。

### 5. 調査の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下より構成される調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地調査について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

#### (1) インセプション・レポートの作成

JICA との間の協議結果、その他関連資料（COVID-19 に関連する政策文書、中米・カリブ地域における COVID-19 の感染状況、中央・地方政府による COVID-19 対策・施策、他ドナーや地域協力機関の資料、関連統計資料、既存文献等）の分析・検討を行い、調査全体の方針・方法を検討した上で、調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

#### (2) 各国対象セクターの COVID-19 対策に係る政策及び既存インパクト調査等の情報収集・分析【国内作業（遠隔調査）】

COVID-19 による各セクターへの影響の多くは、各国政府が COVID-19 の感染拡大を受けて講じた措置によるものと考えられる。本調査では、まず調査対象国のマ

クロ経済を分析し、政府が講じた各種政策（保健医療・公衆衛生、人・モノの移動制限（ロックダウン等）、財政支援、貿易政策等）を整理した上で、政策も踏まえた COVID-19 による正負の影響の大きいセクターや、政策が与えた影響について分析を行う。

### （３） JICA 事業サイトにおける COVID-19 の影響調査【国内作業（遠隔調査）】

（２）で特定された重点分野で JICA が実施中の関連案件を中心に、質問票、遠隔によるインタビュー等を実施し、COVID-19 の影響が各案件関係者に与えた影響について確認を行う。本調査は、調査開始時（2021 年 3 月を想定）及び、その後 3 ヶ月毎（2021 年 6 月、9 月、12 月を想定）に定期的に行い、各国における COVID-19 による影響の変化を把握する。

### （４） With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る仮説の作成と現地調査対象国の選定【国内作業】

調査対象とする国及び重点セクターにおける脆弱性を分析し、それらの脆弱性を克服するために取り得る対応策や支援策について検討し、中米・カリブ地域における With/Post COVID-19 社会における開発協力の在り方に係る仮説を作成する。

右仮説を踏まえ、有識者会合における協議を通じて、現地調査対象国を選定する。

### （５） 現地調査の実施

調査対象国のうち、（４）で選定された現地調査対象国において、現地調査を行う。現地調査では、中央・地方政府関係者、民間企業、他ドナー等を対象にヒアリングを行う。調査対象国の詳細は（４）で決定するが、以下の通り、最大 3-4 回渡航することを想定し、積算すること。

#### 想定される渡航回数

- ・業務主任者／強靱な社会システム、社会・経済政策、及び官民連携：4 回
- ・保健医療・栄養、教育、農業・農村開発、民間セクター、環境・防災、ガバナンス・治安、DX・イノベーション、インフラ・エネルギー、及び観光：3 回

### （６） パイロット事業の選定

（２）～（５）の調査結果を踏まえ、中米・カリブ地域における With/Post COVID-19 社会の開発協力の在り方の検討に資するパイロット事業（案）を最大 8 件提案する。提案に当たっては、国内作業及び現地調査時にヒアリングを行った相手国政府やパイロット事業の対象者（現地パートナー）を特定した上で、パイロット事業候補を提案する。また、提案に当たっては、JICA の関連事業との連携なども考慮し、JICA 側担当者との協議しながら提案すること。

最終的なパイロット事業はコンサルタントからの提案を踏まえつつ、有識者や JICA 現地事務所とも協議の上、決定する。

## (7) パイロット事業計画作成

(6) で選定したパイロット事業に対し、パイロット事業計画案を作成する。計画案の作成にあたっては、JICA 担当者と都度協議の上、計画の方針を確認しながら進めること。また、JICA に対し、同事業計画案の内容について協議・確認し、最終化する。

## (8) パイロット事業の実施

パイロット事業計画に基づき、パイロット事業を実施する。パイロット事業実施にあたっては、以下の点を行う。

### ① 現地関係機関への説明・合意形成

パイロット事業計画について、現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、民間企業等に説明し、パイロット事業実施に向けた協議を行う。また、協議を受けて、関係機関間での合意形成を行う。

### ② パイロット事業の実施

下記に記載する活動項目は現段階で想定しているものであり、実際に事業実施計画を作成する過程で、事業の各項目について具体化すること。活動項目は、ワークショップ開催、技術指導、システム開発、実証活動の実施、必要な資機材の提供などである。

### ③ 現地報告会の実施

現地関係者（相手国政府（関係省庁、地方政府））、民間企業等にパイロット事業の活動、成果について報告を行う。報告会の実施にあたっては、JICA 側担当者と協議の上、実施方法等を確認すること。

## (9) 有識者会合の実施

有識者及び民間セクター関係者が参画する会合を、プロジェクト期間中に3回程度実施する。有識者会合では、プロジェクトで得られた情報の分析や政策提言に向けた協議を行うほか、パイロット事業の選定を行うこととする。

会合に参加する有識者の数は6-8名程度を想定。有識者会合の開催にあたってはJICA 本部の会議室を使用することが可能。有識者への謝金・交通費の支払いは積算に含めること。

## (10) 政策提言の作成

国内調査、現地調査及びパイロット事業の実施を通じて、レジリエンスが高く現実的なシナリオを見極めるとともに、COVID-19 の影響とその解決策に関して学術的な視点も含め分析し、結果得られた政策的助言をプロGRESS・レポート及びファ

イナルレポート段階にそれぞれ入れ込み、各対象国や中米統合機構（SICA）、カリブ共同体（CARICOM）に対して共有する。

また、今後の JICA の対中米・カリブ地域への協力方針の中にも同結果を取り込み、新規案件形成にも活用する。

#### （１１）学術的な発表を含む、対外発信

本調査結果は、調査対象国政府のみならず、他の開発パートナーや、民間企業、COVID-19 関連支援を展開している国際機関や地域機関に対して、セミナー/ウェビナー等を通じ積極的に発信していく。

また、広く一般に調査結果を共有する為、ジャーナルへの学術論文の投稿や、国際開発に関する雑誌等への寄稿を想定している。そのため、本調査の実施に当たっては、経済学等、学術的な手法を用いた分析を行うことが望ましい。学術論文は調査のファイナルレポートとは別途作成する。

#### （１２）プロGRESS・レポートの作成

上記（２）～（７）の結果を踏まえ、中米・カリブ地域における With/Post COVID-19 社会における開発協力に係る情報収集の進捗、優先的に取り組むべき課題及び JICA スキームを通じた解決策について、プロGRESS・レポートとして提出する。

#### （１３）ドラフト・ファイナルレポートの作成

上記調査結果を情報収集・確認調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

#### （１４）ファイナルレポートの作成

JICA（事務所を含む）への情報収集・確認調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

## 6. 報告書等

### （１）報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は 2022 年 2 月中旬とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上その内容について了承を得るものとする。

報告書	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 1 部 電子データ

インセプション・レポート	業務開始後 1 ヶ月後	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
プロGRESS・レポート	2021 年 7 月上旬	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
ドラフト・ファイナルレポート	2022 年 1 月上旬	和文 1 部、英文 1 部 電子データ
ファイナルレポート	2022 年 2 月中旬	和文 5 部（製本版） 英文 20 部（製本版） 西文 20 部（製本版） CD-R 和文、英文、西文 各 1 枚

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス留め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を提出すること。

- ① 調査結果に基づく学術論文（査読中の論文を含む）
- ② 国際開発に関する雑誌等への寄稿

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 詳細活動計画
- ④ 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年3月より2022年2月まで本業務を実施することを想定しています。また2021年7月上旬までにプロGRESS・レポートを、2022年2月中旬までにファイナルレポートを提出してください。提案者が最適と考える業務の工程をプロポーザルで提案してください。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約65人月(M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／強靱な社会システム(2号)
- ② 社会・経済政策(3号)
- ③ 保健医療・栄養
- ④ 教育
- ⑤ 農業・農村開発
- ⑥ 民間セクター
- ⑦ 環境・防災
- ⑧ ガバナンス・治安
- ⑨ DX・イノベーション(3号)
- ⑩ インフラ・エネルギー
- ⑪ 観光
- ⑫ 官民連携

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

#### ▶ パイロット事業の実施あるいは支援

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。

### (4) 対象国の便宜供与(必要な場合に記載)

本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかる支援を必要とする場合は、JICA本部及び在外事務所に随時連絡・協議してください。

### (5) 安全管理

なし(現地調査対象国の決定に当たり確認)

以上